

地域包括支援センターだより

暮らしのコンシェルジュ

当センターは、高齢者の暮らしについて様々な相談や要望に応える『よろず相談窓口』です。暮らしのコンシェルジュに、多く寄せられるご相談と対応を紹介します。

- **相談内容**…近所に一人暮らしの70代の女性が住んでいる。認知症を発症しており、日常生活が十分にできない。やむを得ず、近所の人が世話をしているが、心配である。
- **対応策** (以下のとおり)

1. 状況の確認

本人の状況確認、近所の方や民生委員から情報収集を行います (訪問調査)。

☆調査により明らかになったこと☆

本人は、日常生活では何とか自分で判断できる。もの忘れがあるが、食事は近所のスーパーで買ってきている。しかし、室内には現金が無造作に置かれている。預貯金の管理は困難で、近所の人心配している。本人は住み慣れた在宅での生活を希望している。

2. 介護保険の利用

介護支援専門員と連携し、要介護認定申請を行います。

→ サービス利用の意思は確認できたが、本人による契約が困難。

3. 金銭管理

民生委員と連携し、本人の了解を得て預貯金の通帳や現金の確認を行う。

→ 多額の現金と預金、家の権利書などが見つかる。

4. 成年後見の申し立てが必要

福祉サービスの利用、金銭管理の面から成年後見の申し立てが必要と判断。成年後見申立支援を行うこととなる。

成年後見の申し立てが行える親族がいる場合は、その親族に対して成年後見制度や手続き方法などを説明し、親族による申し立てが適切に行えるよう支援します。申し立てを行える親族がいなくとも、親族があっても申し立ての意思がない場合は、町の担当課に経過や状況を報告し、町長申し立てにつなげていきます。

成年後見制度は、認知症、精神障害、知的障害などの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益を被ったり悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援をする制度です。

介護予防支援業務の担当職員(常勤・パート)を募集しています。

■資格要件：保健師、看護師、社会福祉士、介護支援専門員

